議　　題

建設関係部課長会議

１　債務負担行為による工事の設計変更について　（一宮市提出）

【要旨】

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が公布、施行され、設計事務や現場対応等に至るまで、発注者の責務が多く追加されました。

今後、工事の平準化を図ることも大きな課題となる中で、その１つの手法として、国からも債務負担行為の活用を例示しているところです。

例えば、期間２年の債務負担行為の場合には、２年目に歳出予算を計上しますが、増額の設計変更が生じた場合、債務負担行為の変更は出来ないことになります。土木工事においては、設計変更は、やむを得ないものであり、この場合、財務処理上等どのように対処しておられるかお尋ねします。

２　車道における自転車通行空間の確保について（豊田市提出）

【要旨】

国土交通省・警察庁より「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(H24.11)」(以下ガイドライン)が発出されたことに伴い、愛知県警察は、今後、基本的に新設の歩道では、普通自転車歩道通行可の規制は実施しない方針と聞いています。

豊田市においては、ガイドラインを踏まえ自転車の通行空間整備に向けた検討を進めており、可能な範囲で設計変更等の対応を進めております。

各市におけるガイドラインの取り扱い、及び新設の事業中の路線(道路法95条2の協議済路線)、事業着手予定の路線等での対応状況、対応予定についてご教示下さい。

また、道路構造の技術的基準を定める条例（≒道路構造令）において、車道の左端部分に自転車の通行空間としての幅員（車線、路肩等）を確保

する規定がないことから、安全で快適な自転車の車道通行に必要な幅員が確保できない状況にあります。

各市の考え、対応状況についてご教示下さい。

３　交差点（角地）における隅切り用地の確保について　（豊田市提出）

【要旨】

豊田市内には住宅街において隅切り用地が確保されておらず、緊急車両が曲がることも出来ないような交差点があり、「車両の円滑な走行」や「住民の安全で安心な暮らし」という部分で問題となっています。

豊田市では市道の交差点改良事業で隅切り用地を買収して確保することもありますが、大半が狭あい道路の拡幅用地に合わせて寄付をお願いしているのが実状で、協力いただけないことも多く改善が捗っていません。

全国的には隅切り用地の寄付に対する奨励金の交付や支障物件の除却に対する助成金や補助金の交付、隅切り部分の建築制限をするなどの自治体もあるようですが、各市の取組状況をご教示下さい。

４　占用料の改訂について　（豊田市提出）

【要旨】

道路占用料ついて、国土交通省では、平成２６年４月から新たな占用料単価により、占用料を徴収しているところです。

これに関連し、愛知県の道路占用料についても、占用料単価の見直しが検討されていると聞いています。

豊田市においては、愛知県条例における占用料単価を参酌して、占用料単価を設定しており、県に準じた占用料の改正を検討しています。

各市の占用料単価の改正の予定などの状況をご教示ください。

５　ポツダム政令に基づき市町村に帰属された旧部落持ちの土地を地元地縁団体等へ無償譲渡する手続きについて（稲沢市提出）

【要旨】

ポツダム政令に基づき市に帰属された旧部落持ちの土地について、現状、地元地縁団体等から譲渡申請の提出がなされた場合、当該土地を譲渡することについ

て、従来から地元において維持管理がされており市にとって支障がないものと判断できる場合、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき議会の議決を得て無償譲渡している。これは、市条例「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」において、この譲渡要件が定められていないことによるものである。

当該土地は、もともとは旧部落の土地であり、戦争という時代背景の中で市に帰属されたものであることから、無償譲渡というよりもその本質はもともとの所有者へ返還する、所謂「真正な登記名義の回復」を行うというものである。従って、事務手続きをスムーズに進めるため「財産の交換、譲渡、無償貸付等に関する条例」の譲渡要件に当該案件を加えることができないかと考えるものであるが、各市のこのような案件に対する対応方法及びお考えをお聞きしたい。

６　その他